

平成28年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

地方公共団体コード	1	5	1	0	0	9 <sup>6</sup>
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 <sup>11</sup>
市町村判別 コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・2					12
団体区分コード	1 <sup>13</sup>					1 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 7,599	21 6,045	30 1,554
法人	0 2 0	17,066	9,271	7,795
合計	0 3 0	24,665	15,316	9,349

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 106,680,620	25 101,237,406	38 4,206,750	51 97,030,656 <sup>63</sup>
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	210,374,661	201,902,849	8,442,159	193,460,690
	船 舶	0 3 0	2,226,569	1,020,766	941,851	78,915
	航 空 機	0 4 0	622,294	622,294		622,294
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	3,516,370	3,516,370		3,516,370
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	68,379,042	68,370,563	11,841	68,358,722
	小 計 (ハ)	0 7 0	391,799,556	376,670,248	13,602,601	363,067,647
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	157,747,584	145,914,274		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	3,316,944	807,146		
	小 計 (ニ)	1 0 0	161,064,528	146,721,420		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	552,864,084	523,391,668			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		523,391,668		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	7

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 3,683,760	25 3,676,770	38 13,981	51 3,662,789
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	2,277,495	2,029,348	496,293	1,533,055
	船 舶	0 3 0	13,167	6,583	6,583	
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	17,037	17,037		17,037
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,966,707	1,965,334	2,747	1,962,587
	小 計 (ハ)	0 7 0	7,958,166	7,695,072	519,604	7,175,468
法第九百零八条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	7,958,166	7,695,072			
同内	市 町 村 分 の 額	1 3 0		7,695,072		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 102,996,860	25 97,560,636	38 4,192,769	51 93,367,867
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	208,097,166	199,873,501	7,945,866	191,927,635
	船 舶	0 3 0	2,213,402	1,014,183	935,268	78,915
	航 空 機	0 4 0	622,294	622,294		622,294
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	3,499,333	3,499,333		3,499,333
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	66,412,335	66,405,229	9,094	66,396,135
	小 計 (ハ)	0 7 0	383,841,390	368,975,176	13,082,997	355,892,179
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	157,747,584	145,914,274		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	3,316,944	807,146		
	小 計 (ニ)	1 0 0	161,064,528	146,721,420		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	544,905,918	515,696,596			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		515,696,596		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3関係)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1)	(3)		(4)	(5)	(6)		(8)	
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B) (B)	の特例率 (C) (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (C) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B) (B)	の特例率 (C) (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	42	55 2	57 3	59 71
	(変電所・電気事業用)	0 2 0		3	4			3	5	
	第2項 (新線構築物)	0 3 0		1	3			2	3	
	(新線立体交差化施設)	0 4 0		1	6			1	3	
	第3項 (ガス事業用資産)	0 5 0	8,575,734	1	3	2,858,578	3,839,415	2	3	2,559,610
	第4項 (農業協同組合等共同利用設備)	0 6 0		1	2					
	第5項 (外航船舶)	0 7 0	395,927	1	6	65,988				
	(準外航船舶)	0 8 0		1	4					
	第6項 (内航船舶)	0 9 0	1,751,727	1	2	875,863				
	第7項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1 0 0		1	6					
	第8項 (国際路線用航空機)	1 1 0		1	5			2	15	
		1 2 0		1	10					
	第9項 (離島路線用航空機)	1 3 0		1	3			2	3	
	(小型離島航空機)	1 4 0		1	4					
	第10項 (日本放送協会)	1 5 0	1,160,782	1	2	580,391				
	第11項 (日本原子力開発機構)	1 6 0		1	3			2	3	
	第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	1 7 0		1	6			1	3	
	第14項 ①(青函・本四 鉄道施設)	1 8 0		1	6					
②(青函・本四 新線構築物)	1 9 0		1	18			1	9		
③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 0 0		1	36			1	18		
④(青函・本四 変・送電用資産)	2 1 0		1	8			1	10		
第15項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 2 0		1	6			1	3		
	2 3 0		2	3			5	6		
第16項 (宇宙航空研究開発機構)	2 4 0		1	3			2	3		
第17項 (海洋研究開発機構)	2 5 0		1	3			2	3		
第18項 (水資源機構)	2 6 0		1	2			3	4		

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3関係つづき)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)			
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)			
法 三 百 四 十 九 条 の 三	第19項 ①(特定地方交通線)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71	
		2	7	0	1	4						
	②(新線構築物)	2	8	0	1	12		1	6			
	③(新線立体交差化施設)	2	9	0	1	24		1	12			
	④(河川事業鉄軌道用資産)	3	0	0	1	24		1	12			
		3	1	0	1	6		5	24			
	⑤(変・送電用資産)	3	2	0	3	16		3	20			
	第20項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	3	0		78,070	1	3	26,023	2	3	
	第21項 (科学技術振興機構)	3	4	0			1	2				
	第23項 (関西国際空港株)	3	5	0			1	2				
	第24項 (信用協同組合等)	3	6	0			3	5				
	第25項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	3	7	0			3	4		3	5	
	第26項 (中部国際空港株)	3	8	0			1	2				
	第27項 (外国貿易用コンテナ)	3	9	0			4	5				
	第28項 (家庭的保育事業)	4	0	0			1	2				
	第29項 (居宅訪問型保育事業)	4	1	0			1	2				
	第30項 (事業所内保育事業)	4	2	0			1	2				
第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	4	3	0			1	2					
第32項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	4	4	0			1	3		2	3		
(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	4	5	0			1	2					
第33項 (量子科学技術研究開発機構)	4	6	0			1	2		2	3		
第34項 (世界遺産)	4	7	0			1	3					

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3関係つづき)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決定価格	課税標準 (B)		課税標準額	決定価格	課税標準 (B)		課税標準額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	4 8 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	4 9 0	1	3			2	3			
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	5 0 0	2	3			4	5			
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	5 1 0	1	2							
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	5 2 0	1	3							
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	5 3 0	1	3			2	3			
		5 4 0	1	6							
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	5 5 0	1	4			1	2			
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	5 6 0	2,485	1	3	828	400	1	6	67	
		5 7 0	1,353	1	2	677					
	旧第26項 (日本消防検定協会)	5 8 0		1	3			1	6		
		5 9 0		1	2						
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	6 0 0		1	3			1	6		
		6 1 0		1	2						
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	6 2 0	13,010	1	3	4,337	2,643	1	6	440	
		6 3 0	2,509	1	2	1,254					
	旧第30項 (情報通信研究機構)	6 4 0		1	3			2	3		
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	6 5 0	227	1	6	38	121	1	3	40	
	旧第32項 (高压ガス保安協会)	6 6 0		1	3			1	6		
		6 7 0		1	2						
旧第32項 (自動車安全運転センター)	6 8 0		1	6			1	3			
旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6 9 0		1	2							
旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	7 0 0		1	6			1	2			
	7 1 0		2	3							
合計	7 2 0	11,981,824	-	-	4,413,977	3,842,579	-	-	2,560,157		



地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法附則第15条関係）

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (千円)	(A) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (千円)	(A) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (千円)	
法	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 0	12	25	27	29	42	55	57	59	71			
		0 2 0			3	5			7	8				
附	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0	2,747,409	1	6	457,902	1,637,570	1	3	545,856				
		0 4 0		2	3		30,728	1	2	15,364				
		0 5 0		3	4									
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 6 0	65,137	-	-	21,712							
		2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 7 0		-	-								
則	第 3 項 (国内路線用航空機)	0 8 0		-	-									
		0 9 0		-	-									
第	第 5 項 (沖縄電力(株)) (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1 0 0		2	3			2	5					
		1 1 0		3	8			1	4					
		1 2 0		2	3									
十	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 3 0		2	9			4	9					
		1 4 0		2	5			1	2					
五	第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 5 0		2	3									
		1 6 0		3	5									
		1 7 0		1	2			2	3					
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 8 0		-	-								
		11項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		2	3								
条	第 12 項 (国際船舶)	2 0 0		1	18									
		第 13 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 1 0		1	2								
		②(新線構築物)	2 2 0		1	6			1	3				
		③(立体交差化施設)	2 3 0		1	12			1	6				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	2 4 0		1	12			1	6				
		⑤(変・送電用資産)	2 5 0		1	3			5	12				
第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	2 6 0		3	10										
第	第 15 項 (低床車両)	2 7 0		1	2			1	3					
		2 8 0		1	4			1	3					
		2 9 0		1	2			2	3					
第	第 16 項 (新造車両)	3 0 0		3	5									
		3 1 0		1	2									
第 17 項 (PFI公共施設)	3 1 0		1	2										

地方公共団体コード					表番号		
1	5	1	0	0	9	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	新潟県
市町村名	新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (千円)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B) (千円)	(C) (千円)	(A) × (B) (千円)	(C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第18項 (都市利便施設)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71			
	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	2	0	1	2		3	5					
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	3	0	-	-								
		3	4	0	-	-								
	第19項 (成田国際空港線)	3	5	0	7	8								
	第20項 (国立大学校舎)	3	6	0	1	2								
	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	3	7	0	2	3								
	第22項 (外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	8	0	1	2		3	5					
	第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3	9	0	4	5								
	第24項 (鉄道事業再構築事業)	4	0	0	1	4								
	第25項 (バイオ燃料製造設備)	4	1	0	1	2								
	第27項 (特定特殊自動車)	4	2	0	3	5			1	2				
	第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	3	0	1	2			2	3				
	第29項 (津波対策に資する港湾施設等)	4	4	0	1	2								
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	5	0	-	-								
	第31項 (津波避難施設等)	4	6	0	1	2								
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	7	0	-	-								
	第32項 (移動等円滑化のための設備)	4	8	0	2	3								
	第33項 (再生可能エネルギー発電設備)	4	9	0	7,592,651	2	3	5,061,767						
	(太陽光、風力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	0	0	-	-								
	(水力、地熱、バイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	1	0	-	-								
	第34項 (熱電併給型動力発生装置)	5	2	0	5	6								
	第35項 (鉄道耐震補強設備)	5	3	0	2	3								
	第37項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	5	4	0	2	3								
	第38項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	5	5	0	3	4								
	第39項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6	0	-	-								
	第40項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0	-	-								
	第41項 (国家戦略特区)	5	8	0	1	2								
	第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	5	9	0	4	5								
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0	0	-	-								
	第43項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	6	1	0	2	3								
	第44項 (無電柱化)	6	2	0	2	3								
	(占有禁止区域)	6	3	0	1	2								
	合 計	6	4	0	10,405,197	-	-	5,541,381	1,668,298	-	-	561,220		

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法附則第15条関係つき)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項(公害防止設備)	98,093	1	3	32,698	5,026	2	3	3,351		
			1	2			3	4			
	旧第5項(公共危害防止構築物)	214	1	3	128		1	2			
			3	5							
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	9,155	1	2	4,578		2	3			
	旧第6項(緑化施設)		1	2			1	3			
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	686,988	2	3	457,992		5	6			
	旧第7項(鉄道駅の耐震補強工事)		2	3							
	旧第8項(高度テレビジョン放送施設)	8,372	3	4	6,279	25,714	4	5	20,571		
		1:0:0		1	2						
	旧第12項(鉄道駅総合改善事業)			3	4						
	旧第14項(旧国際電信電話株)			3	5		1	2			
	旧第15項(地方卸売市場)			4	5		3	4			
		1:4:0		2	3						
	旧第15項(広帯域加入者網構築設備)			2	3						
	旧第16項(有線テレビジョン放送施設)			4	5						
	旧第17項	①(立体交差化施設)		1	6						
	②(旧交納付金法附則第19項)		-	-							
	③(旧交納付金法附則第20項)		-	-							

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（2）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第18項（家畜排せつ物管理施設）	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		2	0	2	3			3	4		
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2	1	1	2						
	旧第20項（水力発電施設の魚道）	2	2	2	3						
	旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	2	3	1	2			2	3		
	旧第20項（スーパー中樞港湾）	2	4	1	2						
	旧第21項（共同研究施設）	2	5	3	4						
	旧第26項（バリアフリー化改良工事）	2	6	2	3						
	旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	2	7	1	2						
	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	2	8	-	-						
	旧第29項（公共アプリ導入促進設備）	2	9	3	4						
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3	0	1	2						
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3	1	1	2			1	4		
	旧第37項（次世代通信網構築設備）	3	2	3	4			4	5		
旧第39項（テレワーク電気通信設備）	3	3	2	3							
合 計	3	4	802,822	-	-	501,675	30,740	-	-	23,922	

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額			
		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)			
		(B)	(C)	(C)	(D)	(A)	(B)	(C)	(C)	(D)					
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0	1	0	1	3									
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2	0	1	2					3	5			
	J R と 北 海 道 第 三 各 三 項	②(新線構築物)	0	3	0	1	6					1	3		
			0	4	0	1	5					2	5		
		③(新線立体交差化施設)	0	5	0	1	12					1	6		
			0	6	0	1	10					1	5		
		④(新造車両)	0	7	0	1	4					1	3		
			0	8	0	2	5					3	10		
		⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0	9	0	1	12					1	6		
			1	0	0	1	10					1	5		
		⑥(青函・本四 鉄道施設)	1	1	0	1	12								
			1	2	0	1	10								
	⑦(青函・本四 新線構築物)	1	3	0	1	36					1	18			
1		4	0	1	30					1	15				
⑧(青函・本四 新線立体交差化)	1	5	0	1	72					1	36				
	1	6	0	1	60					1	30				
⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	7	0	1	16					1	20				
	1	8	0	3	40					3	50				
⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	9	0	1	6					1	3				
	2	0	0	1	12					5	12				
⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	2	1	0	1	2					1	5				
	2	2	0	2	5					1	10				
⑫(変・送電用資産)	2	3	0	1	6										
	2	4	0	1	5										
⑬(変・送電用資産)	2	5	0	3	10					3	8				
	2	6	0	9	25					9	20				
⑭(鉄道耐震補強設備)	2	7	0	1	3										
	2	8	0	2	5										

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準 (B)		(3) 課税標準の特例率 (C)		(4) 課税標準額		(5) 決定価格		(6) 課税標準 (B)		(7) 課税標準の特例率 (C)		(8) 課税標準額		
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C)	(千円)	(A)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C)	(千円)	
																		(A)
法五 附 条 の 第 十 三	①(承継特例)	2	9	0	449	3	5	269										71
	承継に係る納付金の特例 ②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	3	0	0		-	-											
	③(JR北海道・四国に係る特例)	3	1	0		3	10											
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	3	2	0		-	-											
	旧第2項(基盤整備事業)	3	3	0		-	-											
旧法附則第十六条の二	旧第2項(三宅村特例)	3	4	0		1	2											
	旧第5項(能登半島地震特例)	3	5	0		1	2											
	旧第7項(新潟県中越沖地震特例)	3	6	0		1	2											
	旧第11項(立体交差化施設)	3	7	0		1	3											
合計	3	8	0	449	-	-	269	0									0	

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)			
法附則第五十六条	第12項 (東日本大震災・津波被災)	0 1 0		1	2							
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0		1	2							
法附則第五十六条の二	旧第3項 ①(被災代替鉄道施設等)	0 3 0		2	3							
	法則五六と連附第十条の乗	0 4 0		1	3							
	旧第4項	①(被災特定地方交通線)	0 5 0		1	4						
		②(新線構築物)	0 6 0		1	12		1	6			
		③(新線立体交差化施設)	0 7 0		1	24		1	12			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 8 0		1	24		1	12			
			0 9 0		1	6		5	24			
⑤(変・送電用資産)	1 0 0		3	20								
合 計	1 1 0	0	-	-	0	0	-	-	0			

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 新潟県

市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150万円未満のもの		9 0 1 0	12 15,316	21 33 6,233,276	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	12 275	21 33 425,662	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	12 228	21 33 376,275	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	12 240	21 33 419,552	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	12 224	21 33 414,166	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	12 199	21 33 387,339	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12 844	21 33 1,889,974	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	12 715	21 33 1,951,883	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	12 3,512	21 33 19,396,963	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	12 1,175	21 33 16,581,761	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	12 509	21 33 12,400,429	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	12 912	21 33 48,733,285	
1億円以上のもの		9 1 3 0	12 516	21 33 420,414,379	
計		9 1 4 0	12 24,665	21 33 529,624,944	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 145	21 33 145,937,198
		知事配分	9 1 6 0	12 4	21 33 807,146
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	



地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 新潟県  
市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	6,045	2,257,847
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	87	134,018
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	63	104,038
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	72	125,861
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	67	124,109
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	60	116,781
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	240	535,133
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	190	520,346
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	645	3,257,953
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	94	1,276,810
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	20	478,931
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	15	620,146
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	1	400,946
計		9 1 4 0	7,599	9,952,919
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード	表番号
1 5 1 0 0 9	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 新潟県  
市町村名 新潟市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 9,271	21 33 3,975,429	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 188	21 33 291,644	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 165	21 33 272,237	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 168	21 33 293,691	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 157	21 33 290,057	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 139	21 33 270,558	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 604	21 33 1,354,841	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 525	21 33 1,431,537	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 2,867	21 33 16,139,010	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,081	21 33 15,304,951	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 489	21 33 11,921,498	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 897	21 33 48,113,139	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 515	21 33 420,013,433	
計		9 1 4 0	12 17,066	21 33 519,672,025	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	12 145	21 33 145,937,198
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	12 4	21 33 807,146
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	

地方公共団体コード						表番号	
1	5	1	0	0	9	7	9

第99表 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関する調  
（法附則第15条関係（再掲））

都道府県名 新潟県  
市町村名 新潟市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	条 例 で 定 め る 割 合		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	参 酌 基 準		課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B)	(C)			(B)	(C)	
法附則第15条第2項第1号（公共の危害防止施設等）	0 1 0		1	3		65,137	1	3	21,712
法附則第15条第2項第2号（公共の危害防止施設等）	0 2 0		1	2		0	1	2	0
法附則第15条第2項第3号（公共の危害防止施設等）	0 3 0		1	2		0	1	2	0
法附則第15条第2項第7号（公共の危害防止施設等）	0 4 0		3	4		0	3	4	0
法附則第15条第8項（雨水貯留浸透施設）	0 5 0					0	2	3	0
法附則第15条第18項	(都市利便施設 都市再生緊急整備地域)	0 6 0				0	3	5	0
	(都市利便施設 特定都市再生緊急整備地域)	0 7 0				0	1	2	0
法附則第15条第29項（津波対策に資する港湾施設等）	0 8 0					0	1	2	0
法附則第15条第31項（津波避難施設等）	0 9 0					0	1	2	0
法附則第15条第33項	(再生可能エネルギー発電設備 (太陽光、風力))	1 0 0				0	2	3	0
	(再生可能エネルギー発電設備 (水力、地熱、バイオマス))	1 1 0				0	1	2	0
法附則第15条第39項（浸水防止用設備）	1 2 0		2	3		0	2	3	0
法附則第15条第40項（ノンフロン製品）	1 3 0		3	4		0	3	4	0
法附則第15条第42項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	1 4 0					0	4	5	0